サントウヰスフワホ嶌滞泊中日記

洋学文庫
文庫8
C 437
1

41- 7933

サントウヰス「ワホ嶌滞泊中日記

庚申

四月四日晴天

一今日当「ワホ」名嶌ノ「ハナルヽ」港江着船卸錨ニ付当湊江在
勤罷在候亜人平服ヲ着シタル者一人同袖口ニ金筋を
付ケタル服を着したる者一人右之者船入港為致と十
一時頃来船いたす
一亜国貿易船当港被出帆候ニ付國章を三度上下被候ニ付此
船ニても同断いたす
一午後二時当國王を祝し空砲二十一発放発被致候当地
ニおゐても同数放発いたし尤帝國旗ハ兼ニ借償し被檣上ニ
引揚ヶ置く右祝砲ハ港より一里許もて立し遠方嶽頂
砲臺より砲発いたす

一木村公ニ倉・吉田・牧山上陸のよし
四月五日晴天
一当地為見物ト濱口・松尾・山本・伴・赤松・杉浦同道ニテ
上陸致シ候
一午後　雨微少降キ止ム
一十時十五分木村公国王宅ニ行被ニ付吉田・中濱罷越ス
一十二時勝君倉山本小野伴国王宅ヘ罷越ス
一右国王宅ニ罷越シ候節門内玄関迄左右ニ歩兵小銃を
持チ立並ビ館内ニハ王の近習何レも礼服を着シタル黒
人三四人立並ビ居リ候由式節弛ニも何も不残先祖伝
来の異風ニ候由ニて当所深山ニ居ル鳥ニて鳥一疋ニ二
枚ヨリ外無キ羽を集メ製シタル至而高価ナル羽衣ニ色模様シ先
きを入レ候のぬくげぼかりタル謁を一本先祖の像を為出し

見セ候由右ハ当王ヨリ五代之前之人此七嶋を切り随ヘ
タル時用ヒタル戦器之由ニ兼リ候由
右之外家内座敷之間を見物致候処何れも至麗之由
国王も黒人ナレ共弟子共迄届キ候智恵之英学を習
ヒ候衣服も西洋風之服ナレ共婦人ハ何れも古風之
衣服を着シ居リ候由兼リ候由

地又ハ周りニ園をこしらへ広き庭ニて役人の住家を作
役所并諸所あることニ至し家作店のむねをならべ亜国
とハ市中ニ至して家作も材木ニて建てほゞ我が国の
家作ニ似たるもあり総て囲内ニハ大小の立木繁茂
したる所多く見えし

一土人男の衣服も西洋の水夫と船中働きをするの衣
てい様の木綿の服を着し居るなり上官役人ハ西洋人
の衣服ニ異ナル事ナシ下役の者も赤き衣服ニして西洋の
歩兵の服なり女ハ我が国の服ニて上下同様ニして足ハ素足
り男女共下人ハ踵をあらはにはだしにて歩行し道端ニ
休し腰をおろし我が住家ニ入るにも足を洗ふ事なし其
行状禽獣のごとくあれど性質愚直らしきニして我等ニ行
き逢時ハヨハヤウ抔と云ヒあいさつ頭を下ゲる者男女共多し

一友人田舎ヲ徒歩しさる时婦人椰子ノ實をもぎ取り居ら
故其実を一ツ求んがため一分銀一ツを出しけれバ其実を一ツ
呉レ一分銀を受取らず不請れ候由其節裏の方より白髪
の老人一人出来り是を見て「シリフル」ト云ヒ銀をとれると云
得居り此者強て取り右の銀を不請候して無代にて実を
一つ貰へ帰り候ら

一国王役所ニ行く時ハ馬ニ乗り前後を歩卒ニ隊警固ヲ
致笛を吹キ太鼓ヲ打て送し其節山上ノ台場ニ於て祝
砲二十一數放発し国王役所ニ於て何歟申渡しお附候
定し節ハ国王一諸ニて大候る

一他国の船此島ヲ渡来致水主ボモき時ハ此湊の土人を雇
入レ連し候ら由然る時ハ土人追々減少スル故他国ニ
人を出入するを禁ずるが為メ夜分他国の人上陸致ス節
も内にこる人を連し候らはれ相ヲ歩兵一人小銃を携
へて其人ヲ付添警固する由

一土民喰事ヲスル時ハ圓形ニ座し足をなげ出しされも
アリ又ちあぐらをかきさるもあり程ヲ座し「ブリツキ」
製ノ丸き器ニ喰物を入し盛り是を手づかみにて喰へ
由ル

一国王の屋敷の囲も四方石垣にて門戸を構へ家作ハ栈
木にて格別大家ニハ無し門外より見分スルニ錺り無
又あるハ表門ニも歩卒數を付るハ小銃を携へ六七人
位にて番をなし用事ある人ハ門内ニ入レ無用の人ハ

一諸国ヨリ来住ノ人ハ何レも右の国ノ如く住家ニシテ
美ナル家多し支那人ハ家作り麁悪多く国ノ如き家作
も無く振子ナレ𪜈英国人ハ士人商人ニ至る迄国振ノ
家ナリ併し商人ハ別荘ナキ者もあり役人も市中ノ内
ニ前ノ如き屋敷ヲ構へ住ム者もアル也

一西洋其外ノ婦人ハ採ニハ美ナル車ニ乗り馬ニ引かせ市
中買物或ハ海辺江納涼ニ出る者もあり土人も男子ハ
其ほか馬ニ乗り小魚一つ往来〆馬上ニて持廻り又ハ
市中を乗り歩行くもアル也

一土民ノ家作も前ノ如くわら屋振ノ様ニテ麁悪多し尤
モ役人も其の上下ニ寄り杭木ヲ以テ作りメル家居アリ
役人外ノ土人も家ヲ畑ノ中或ハ空地ノ角又ヤ町家ノ
裏ニ住居ス

一婦女海中ニ入り何歟海底の物を探り取りて海の浅深ニ不拘衣服を着しさる侭ニて是をまくり揚ゲルヿ文ニ如し

一此所の婦女多人数日々夜分迄海岸ニ来り泊船ノ辺を来ゝヿナヒ如何ナル次第哉是を尋ヌルニ何れも女郎ノ類ニて亭主の有無ニカゝハラズ諸国の艦漁船其外当港ニ渡来リ船又ハ諸国ヨリ来往する者多き故右等ノ人の為メ又身を売るヿ昼夜の差別なく又人の見る所ニても更ニ不構由我等を見て陸ヨリ呼ひ招き中ニハ其業荒を身ニ似タリ以て至める婦人もあり又上陸スル時ハ途中ニて無言ニて後ロより肩ニ手をうちかける者もあるべし

一此地ニ上陸スルヿ一度ニシテ徒歩スルヿ二時ノ間ニシテ委シク諸物ヲ見聞スル不能前書ノ外ニモ必珍物可有之ト思ヘ𪜈寸閑ヲ不得シテ土地ノ様子其外写不知之

一当地ニテモ「ガスランプ」ヲ用ユル由兼し共其モノヲ不見

四月七日晴天

一今日当港出船ニ付祝砲ノ儀為掛合中濱萬二郎当地役人宅ニ罷越シ候ニ付右為附添ト上陸致最初役人ノ居宅ニ参リ右ノ掛ケ合致シ夫レヨリ役所ヘ罷出「事務宰相」ニ引合ホスミ「亜人」（是人先年中濱漂流致ス節萬事世話致呉レ候人ノ由）宅ヘ立寄リ候船ヘ帰ル

一八時半（朝五ッ時過）蒸気ヲ発シ当港出船ニ付水先キ案内其外役人乗船港沖ニテ下船致ス

一祝砲二十一発放火後刻当地台場ニテ同断此方ノ国旗出シニ付不引揚ゲ

一寒暖　昼夜共八十度以上

一風　東北東

一リウルス　南西